

を国に設置することを政府に改めて要請する考えである。

10-29

総学庶第1555号 昭和52年11月21日

内閣総理大臣 福田 赳 夫 殿

日本学術会議会長 越 智 勇 一

写送付先：衆議院議長、参議院議長、科学技術庁長官、文
部大臣、厚生大臣、労働大臣、自治大臣、全国知事会、全国
都道府県議長会、国立大学協会、公立大学協会、日本私
立大学協会、日本私立大学連盟、私立大学懇話会、
国立短期大学協会、全国公立短期大学協会、日本私立短
期大学協会、日本社会事業学校連盟、日本医療社会事
業協会、全国医学部長・病院長会議代表

「社会福祉の研究・教育体制等について（勧告）」等の一部具体化——とりわけ
「障害児（者）の教育権保障のための総合的、一貫的な体制の整備」——につい
て（申入れ）

標記について、日本学術会議第73回総会の議決に基づき、下記のとおり申入れます。

記

さきに本会議は、第65回総会の決議により「社会福祉の研究・教育体制等について」、また第72回総会の決議により「リハビリテーションの教育・研究体制等について」、それぞれ政府に勧告したが、これら両勧告の一部である障害児（者）の教育権保障のための総合的、一貫的な体制の整備にかかる部分は、以下に述べるように、今日、特に緊急を要するものである。

日本国憲法は、人間の尊厳と教育を受ける権利を基本的人権としてうたい、また、国際連合総会が採択した「障害者の権利宣言」（1975年12月）は、「障害者は、その人間としての尊厳が尊重される権利を生まれながらに有する。その障害の原因、性質、程度のいかんを問わず、同年齢の市民と同一の基本的権利を有する」とし、障害者は、各種の治療、リハビリテーション、学校教育、職業訓練等のサービスを受ける権利を有する、としており、海外における障害児（者）の権利のための取り組みにも注目すべきものがある。

1973年11月、政府は「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」（政令第339号）を公布し、1979年度から養護学校義務制化を実施することとしたのは、遅きに失したとはいえ、憲法や「障害者の権利宣言」などの精神にそうものとして評価できる。しかし、その後の国及び地方自治体の、障害児（者）の教育・福祉・医療に関する施策は、必ずしも十分に進展しているとはいえない。

我が国の障害児（者）問題にかかわる研究は、教育・福祉・医療関係者の手で着実に進展し、医療・福祉・教育を、出生時から成人期にわたって、総合的に、かつ一貫して進めることによって、障害児（者）の障害を軽減し、その発達を保障できることを明らかにしている。障害児（者）教育に関する施策は、彼らとその家族が当面している各種の困難からみて、各都道府県に何校かの養護学校を設置することで事足りるものでないことも明らかである。

本会議は、養護学校義務制化実施に当たって、政府が憲法はもとより「障害者の権利宣言」の精神にのっとり、内外における障害児（者）問題研究と実践の成果に基づき、以下の諸点について早急に必要な施策を講ぜられるよう申入れる。

- 1 出生時から就学前までのすべての障害児に対する保健、治療、リハビリテーション、保育・教育、関連福祉制度を整備・充実し、義務教育保障への準備を行うこと。
- 2 すべての障害児（者）が、その障害の種別、程度等に応じて適切に就学しうるよう普通学校の整備・充実はもちろん、障害児学校・学級の増設・整備、適切な配置並びに修学内容の充実を図り、また、いわゆる「就学免除」制度をなくす等、障害児（者）義務教育制度の整備・充実を図ること。
- 3 希望するすべての障害者に後期中等教育、高等教育、社会教育を保障するための条件を整え、教育機会を積極的に拡充していくこと。
- 4 関係教職員の養成・研修制度を整備・拡充し、その労働条件を大幅に改善すること。
- 5 すべての障害児（者）に対して、その生涯にわたって必要な援助を総合的に、一貫して行えるように教育行政とそのほかの関係行政機関の協力・共同の関係を維持・強化すること。
- 6 国際的成果、経験等にも学び、障害児（者）の教育権保障のための、学際的、総合的研究の推進・充実に関する体制の整備を図ること。

（別紙）

説

明

はじめに

本会議は、さきに「社会福祉の研究・教育体制等について」（勧告）（昭和49年総学庶第745号）並びに「リハビリテーションに関する教育・研究体制等について」（勧告）（昭和52年総学庶第625号）で障害児（者）の権利保障の観点から、その教育・福祉・医療等にかかわる専門職員の教育・研究体制の充実等について要望したところであるが、とりわけ、今日、障害児（者）の教育権保障のための総合的、一貫的な体制の整備が以下に述べるように緊要であると考えられる。

1973年11月20日、政府は「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」（政令第339号）を公布し、1979年度から義務制を実施することを明らかにした。日本国憲法、教育基本法、学校教育法に遅れること実に32年である。

すべての障害児に、“国民の権利としての義務教育”を完全に実現していくことは、障害児（者）・家族の基本的人権を保障し、障害児（者）教育を含む国民教育全体の民主化を徹底させていくうえで緊急かつ不可欠の課題である。

いわゆる「学習権」は、とりわけ子どもにとって「人権中の人権」であるといわれる。人権の根底にある生存の権利は、とりわけ子どもにとっては成長・発達する権利であり、発達権は学習の権利の保障なしには充足されえないからである。また、学習権は生存権・幸福追求権・参政権等の諸権利を将来にわたって実質的に保障し、あるいはその質を規定する権利であるからである。

このように、学習権が基本的人権であるということは、障害を負っている子どもたちにおいて一層真実である。そのことは、例えば、障害の重い子どもの発達を保障する教育実践が、まさにその子どもの「人間としての尊厳の確立」に寄与しつつあるという事実や、逆に、医療等と結び付いた適切な教育保障の機会や場を奪われたままの在宅不就学障害児（者）の多くが発達的に退行し、更に、その死を早めている事実さえ少なくないこと等に象徴的に示されている。また、障害が重いことなどを理由に、いわゆる就学猶予・免除の対象とされ、日夜その介護に追われている場合の家族の精神的苦悩や経済的負担の大きさは計り知れぬものがある。

戦後の憲法・教育基本法体制は、戦前の公教体制下における“国家への臣民の義務としての義務教育”を否定し、“国民の権利としての義務教育”の理念を確立した点に制度上一つの重要な特質がある。したがって、現代の公教育における義務教育の“義務”とは、前述のような意義をもつ学習権（就学し、修学し、成長・発達する権利）を障害児を含めて、すべての児童に「現実に保障する手段として、その父母及び国家・社会が教育機会の配慮の義務を負う」という意味に解すべきである。にもかかわらず、憲法・教育基本法施行後30年余にわたって、盲・聾学校しか義務教育制が実施されずにきたことは、障害児及び家族の権利保障にとって、さきに指摘したような幾つかの事実にも照らしても明らかなように、重大な問題を含んでいる。

今後、障害の重い子どもを含め、すべての障害児に、その生存、発達に必要な適切な教育を、医療・社会福祉などと正しく結び付けて総合的に保障し、併せてその家族の精神的・経済的負担を軽減していく手だてを講ずることは、現代における国民の基本的人権の保障にとって、最も緊急かつ不可欠な課題である。

ところで、文部省によれば、1975年1月1日現在の義務教育段階の心身障害児童・生徒の推定数は約56万人（出現率3.69%）とされている。そのうち特殊教育機関に在学している者は3.6%、約17万5千人（特殊諸学校に約4万5千人、特殊学級に約13万人）である。いわゆる「就学猶予・免除」されている者は約1万5千人である。したがって、全体の推定数から、これら特殊教育機関在学者不就学者を差し引いた残りの約37万人は小・中学校の普通学級に在学していることになる。（別添資料1、2）

このような特殊教育の実態のなかで、国及び各地方自治体は1979年度からの養護学校義務制実施にむけて一定の取り組みを進めているが、障害児の義務教育制の完全実施を目指す立場からみると余りに不備な面が多い。

例えば、いわゆる「就学免除」の措置を廃止することを政府は打ち出していないこと、養護学校の設置義務は都道府県に課されているが、その義務を果たすために必要な国の財政的援助が極めて不十分であること、などあげることができる。ちなみに、例えば、全国都道府県議会議長会が行った昭和50年5月の「養護学校教育の整備状況について」によれば、義務制移行に際し、各自治体が国に要望したい項目の中で最も多かったのは「養護学校建設に係る施設・設備費に対する国庫補助額に関するもの」で29県に及び「同上に係る用地取得費に対する国庫補助制度の創設に関するもの」でも18県に及んでいる。

そもそも、障害児（者）の義務教育の完全実施のためには、就学前からの、そして卒業後の長期にわたる教育・医療・福祉等の総合保障が必要である。とりわけ、総合的な社会保障制度の基礎を固

めること及び教職員の労働条件や研修を保障していくこと等と正しく結合していくことなしには、その実現は極めて困難である。

すべての障害児(者)に義務教育を保障し、それが国民全体の発展につながるようにしていくためには、障害児(者)、教職員、父母、それぞれのまた、相互の諸権利を総合的、統一的に保障していくこと、住民自治の原則と結合していくこと、教育内容を総合的・科学的に発展させていくこと等に留意して施策を進める必要がある。

本申入れの内容が、就学前の問題から、義務教育終了後の問題、関係教職員・父母の問題、関係行政機関の提携の問題等にまで及んでいるのは以上のような理由からである。

このような理由から、障害児(者)の教育権保障のための、総合的、一貫的な体制が整備されることが、上記のような今日の障害児(者)教育をめぐる問題状況にかんがみ、緊要であると考え。

ちなみに、障害児(者)の権利保障の国際的動向は、「精神遅滞者権利宣言」(1971年12月、国連総会本会議で採択)、「聴力障害者権利宣言」(1971年8月、第6回世界ろうあ者大会評議会で採択)、「障害者の権利宣言」(1975年12月、国連総会で採択)などに集約的に示されている。

そこには、人権の①“平等化”，すなわち障害の種類・程度にかかわらず、権利は無差別平等に保障されねばならないという原則、②“実質化”，すなわち、その平等とは機会の形式的均等化や内容の画一化ではなく、障害に対して必要かつ適切な形態・内容を保障することによって実質化されねばならないという原則、③“拡充化”，すなわち障害者に対する権利の平等化を、より深くより全面的に実現していけばいくほど、人類全体の人権を拡充していくことにつながるし、またつながる方向で拡充していかなければならないという原則の三つの基本的方向をみることができる。

第1の原則を「障害者の権利宣言」においてみると、そこには次のような表現でそれが示されている。

「障害者は、その人間としての尊厳が尊重される権利を生まれながらに有する。障害者は、その障害の原因、性質、程度のいかんを問わず、同年齢の市民と同一の基本的権利を有する。」

(〈障害者の権利宣言〉第3条)(別添資料3)

また、第2の原則は、例えば「精神遅滞者権利宣言」のなかの次のような規定にみることができる。

「精神遅滞者は適当な医療及び物理療法及び能力を可能な限り最大に開発できる教育、訓練、リハビリテーション、ガイダンスを受ける権利を有する。」

(「精神遅滞者権利宣言」第2条)

我が国の今後の障害児(者)の教育権保障を含む権利保障は、こうした国際的な障害者の権利保障の方向に沿って行われるべきであろう。

よって標記のごとく申入れるものである。

以下申入れ事項について説明する。

1 就学前の諸保障について

障害を早期に診断、発見し、早期から保健・医療、保育・教育、リハビリテーション等を総合的に保障することなしには、学齢に達しても義務教育を真に実質のある内容のものとしていくことは困難である。

一般に、就学前の保育・教育が乳幼児の成長・発達と、その父母の労働権の保障にとって重要であることが認められてきているが、障害乳幼児とその父母にとっては不可欠なことであるとい

えよう。

その理由としては、例えば次の諸点があげられる。

- ① 障害を負っているがゆえに、発達上問題をもちやすく、したがって障害を軽減・除去するための治療的・リハビリテーション的保育が一層必要であること。
- ② 一般に乳幼児期は発達の著しい時期であり、障害乳幼児の場合、この時期の治療・保育がはなはだ効果的であること。実際、早期に発見し治療すれば治癒しうる疾病や、放置すればかなり重い障害になることが予想される障害の場合でも、早期の治療・保育・訓練等によって、その障害を軽減しうることはよく知られている。
- ③ 障害児（者）をもつ保護者が、必ずしも障害に対処しうる正しい専門的知識をもつとは限らず、また、家庭の環境もとかく過保護、又は閉鎖的になったりしやすく、また、保護者の精神的・身体的負担や、経済的負担が重すぎるため、「保育に欠ける」状態に置かれがちであること。

こうした意義をもつにもかかわらず、障害乳幼児にたいする施策の現状には、特に次のような点で問題がみられる。

- ① 保育の場が少なすぎることを。

障害児のための収容・通園施設に措置されている幼児数は、1975年現在でわずか5,000名強に過ぎない。特殊教育諸学校幼稚部に入っている幼児数は同じく2,625名である。保育所・幼稚園に入所している障害幼児の全国の実態は不明だが、いくつかの自治体や民間団体による調査から推定すると、全国児にたいする障害児の比率は幼稚園で約1%, 保育園で0.4%～1.5%, 平均して約1%前後と考えられる。

- ② 特に、3才未満児の場合の保育の機会が制約されていること。

1974年12月に、厚生省は、「障害児保育実施要綱」を発表したが、対象を4才以上に限定しており、自治体独自の障害児保育施策もこれに準ずるものが多い。実際、障害児専門施設は学校も社会福祉施設の場合も、大体、4才以上を対象としている。

- ③ 保育諸条件が極めて劣悪であり、また、保健・医療・心理関係等の専門家との連携のための条件が整えられていないこと。

以上の実態に対処するため、障害児の発生の予防・治療のための研究体制の整備、乳幼児の健康診断、相談、治療、指導体制の整備、障害乳幼児の保育施設の充実・整備等が緊急に求められている。

2 義務教育制の実施について

養護学校義務制実施を目前にしながら、一部都道府県を除き、その準備状況は必ずしも十分とはいえない。都道府県議会議長の調査報告「養護学校教育の整備状況について」（昭和50年5月1日現在）によれば、調査時点で養護学校の新増設計画が策定されていないところが17府県（他に報告なし2県）に達していた（別添資料4）。このことに示されている義務教育制実施状況の不備に対し、政府が適切な指導と援助を行うことが求められている。

その際、普通学校の整備、充実とともに、障害児学校、施設・病院内学級を含めての障害児学級の増設、整備、適切な配置のために国庫負担の大幅増額等必要な措置を早急にとることはもちろん、学校不就学児、長期欠席児、及び就学中の障害児の障害と生活についての総合的な実態調査

の実施、都道府県に障害児（者）教育の研究、研修機関（例えば障害児教育センター）、市町村に、障害児（者）に対する診断、相談、援助のための機関（例えば就学保障委員会）等が設けられるよう必要な措置を講ずること、などがとくに強く望まれる。

3 後期中等教育、高等教育、社会教育の保障について

障害者がかかえている特別の困難からみて、養護学校の義務制化にとどまらず、希望する障害者が更に学習する機会を保障されるよう、後期中等教育、高等教育、社会教育の障害者受入れ体制を整備する必要がある。

特に障害者の側からは、各種障害児学校に高等部を設置すること、高等部において、普通教育と専門教育をあわせて行えるようにすること、上記以外の高校、大学の障害者受入れ体制を整備し、受験にあたって不利にならぬようにすること。図書館、文化・スポーツ施設等各種社会教育施設を障害者が利用できるようにすること、学校教育終了者の職業的リハビリテーションの諸施策と結びつけて積極的に推進すること等が強く求められている。これからの諸点について、政府が適切な措置を講ずる必要がある。

4 関連教職員の養成・研修制度の整備と労働条件の改善について

このことについては、前記「社会福祉の研究・教育体制等について」（勧告）並びに「リハビリテーションに関する教育・研究体制等について」（勧告）において「障害児・者の教育・福祉に関する職員の養成制度を整備拡充すること。特に『特殊教育教員』養成制度の大幅な改善を図ること」、及び「リハビリテーション医学教育・研究の充実」、理学療法士、作業療法士、言語療法士（仮称）、義肢装具士（仮称）、医療福祉士（仮称）の教育の充実について勧告した。上記勧告を尊重されるとともに、当面、養護学校に重度、重複障害児が就学しつつある状況に対応できるよう、病虚弱及び肢体不自由養護学校寄宿舎に看護婦を配置すること等を含めて、関係教職員定数の抜本的改善と、教職員の研修制度の確立に努力されたい。

5 関係行政機関等の提携などについて

障害児（者）の生命、発達、生活、健康、医療、労働、社会的・文化的活動などにたいする権利が保障されるためには、関連する学校、医療機関、諸施設、諸行政機関が整備されるだけでなく、これら関連諸機関相互の緊密な協力が必要であるが、当面、地方自治体に、教育・保健・医療・福祉・労働の総合的な委員会を設け、また都市計画等にあたって障害者に対する十分な配慮をする等、障害者の社会的自立を援助するよう国として適切な措置を講ずることが必要である。

なお、視覚障害者にたいする措置として国、自治体に点字印刷所等を作り、聴覚障害者にたいする措置として手話通訳を制度化することなども望ましい。

6 研究体制の整備について

「障害者の権利宣言」等の国際文書についてはさきに言及したが、それらの基本理念の実現のためには、諸外国の研究、実践の成果、経験の集約、我が国における障害児（者）の実態についての科学的調査、個々の障害児（者）の障害の程度、種類、性質等についての研究とその障害の実態に即した教育方法の開発等々が不可欠である。

アメリカ合衆国保健教育福祉省（HEW）の行政命令（「連邦政府の財政的援助・恩恵を得る計画

・事業における障害者非差別」1977年6月）は、すべての障害者差別の完全撤廃を求める詳細な規則を公布したが、同国における多年の実績と総合的研究推進がその前提になっていると考えられる。（鈴木三千年著「障害者非差別の完全実施、アメリカの挑戦－差別なき社会をめざして」日本盲人福祉研究会『視覚障害』1977年別冊特集号，1977年9月）

我が国においても，国立大学に養護学校教員養成課程等がおかれ，国立特殊教育総合研究所が設立される等，この分野での研究に一定の前進がみられる。しかし，医療・福祉・教育関係研究者を中心とする，しんに学際的総合的な研究体制の確立にはほど遠いといわなければならない。「社会福祉の研究・教育体制等について」（勧告）にも指摘したように，大学におけるこの分野の研究・教育体制の充実を図るとともに，人文科学，社会科学，自然科学各分野の研究者が，障害者差別撤廃，障害児（者）の発達保障にむけて協力して研究をすすめるような体制の整備が強く求められている。

別添資料 1

義務教育段階の心身障害児童・生徒推定数、就学者数及び就学率

(50. 5. 1 現在)

区 分	心身障害児童・生徒数		特殊教育諸学校、特殊学級就学者数		特殊教育諸学校・ 特殊学級就学率	学校・学 級 数
	出 現 率	推定対象者	人	人		
視 覚 障 害	0.080	12,150	4,081	盲学校 特殊学級 3,719 312	332	77校 68学級
聴 覚 障 害	0.110	16,706	9,781	聾学校 特殊学級 7,873 1,908	586	107校 862学級
精 神 薄 弱	2.070	314,372	129,063	養護学校 特殊学級 15,458 113,605	411	202校 17578学級
肢体不自由	0.180	27,337	16,124	養護学校 特殊学級 13,440 2,684	590	122校 487学級
病弱・虚弱	0.490	74,417	9,768	養護学校 特殊学級 4,373 5,395	131	71校 678学級
小 計	2.980	444,982	168,767	特殊教育諸学校 特殊学級 44,863 123,904	379	579校 19,168学級
言語障害	0.830	50,117	5,590	特殊学級 5,590	112	847学級
情緒障害	0.430	65,304	2,875	特殊学級 2,875	44	558学級
合 計	3.690	560,403	177,232	特殊教育諸学校 特殊学級 44,863 132,369	316	579校 20,578学級

(注) 1. 「心身障害児童・生徒推定数」の「出現率」は、昭和42年度「児童・生徒の心身障害に関する調査」、「学校保健統計調査」及び「学校基本調査」による。

2. 心身障害児童・生徒推定数は昭和50年5月1日現在、義務教育諸学校(小学校、中学校及び盲学校、聾学校、養護学校の小・中学部)就学者と昭和49年度の就学猶予・免除者の合計数に出現率を乗じて求めたものである。

3. 上記の「推定対象者」のうち上記の「特殊教育諸学校、特殊学級就学者」以外の者は、就学猶予・免除の措置を受けている者(22ページ参照)を除いて、小学校、中学校の普通学級に就学している。

(文部省初中局特殊教育課「特殊教育資料昭和50年度」)

學齡兒童・生徒不就學狀況及び長期欠席狀況

(1) 學齡兒童・生徒不就學狀況

区 分	総 計	就 学 免 除 者		就 学 猶 予 者	
		6～11才	12～14才	6～11才	12～14才
昭和40年度	人	人	人	人	人
4 1	22,383	9,685	6,182	3,503	11,216
4 2	22,030	9,892	5,957	3,435	10,958
4 3	21,103	9,427	6,129	3,298	10,121
4 4	20,409	9,410	6,178	3,232	9,487
4 5	20,941	9,761	6,426	3,335	9,604
4 6	21,283	9,770	6,502	3,268	9,811
4 7	21,267	9,486	6,222	3,214	9,965
4 8	19,853	9,047	5,716	3,331	8,950
4 9	17,803	7,981	4,818	3,163	7,843
	14,931	6,740	4,007	2,733	6,400
盲・弱視	66	—	—	—	56
聾・難聴	133	—	—	—	111
精神薄弱	8,082	3,760	2,203	1,557	3,388
肢体不自由	3,467	2,115	1,288	827	1,081
病弱・虚弱	1,371	361	212	149	849
養護院・少年院 にいるため	331	86	37	49	74
その他の	1,481	418	267	151	841
49年度不就学児童・生徒内訳					
				66	10
				133	22
				4,322	984
				1,352	271
				1,010	161
				245	171
				1,063	222

(注) 昭和47年度以前のデータには沖縄県分を含まない。

(文部省初中局特殊教育課「特殊教育資料昭和50年度」)

障 害 者 の 権 利 宣 言

総会は、

国際連合憲章のもとにおいて、一層高い生活水準、完全雇用及び経済的、社会的進歩及び発展の条件を促進するため、この機構と協力して共同及び個別の行動をとるとの加盟国の誓約に留意し、

この憲章で宣言された人権と基本的自由並びに平和、人間の尊厳と価値及び社会的正義の諸原則に対する信念を再認し、

世界人権宣言の諸原則、国際人権規約、児童権利宣言、精神薄弱者の権利宣言並びに国際労働機関、国連教育科学文化機関、世界保健機関、国連児童基金及びその他の関係機関の憲章、条約、勧告及び決議において、すでに設定された社会の進歩を目的とした基準を想起し、

障害の予防及び障害者のリハビリテーションについての1975年5月6日の経済社会理事会の決議第1921(LVIII)をも、また想起し、

社会の進歩と発展に関する宣言が心身障害者の権利を保護し、かつそれらの福祉及びリハビリテーションを確保する必要性を宣言したことを協調し、

心身の障害を防止し、障害者ができる限り多様な活動分野において、その能力を発揮し得るよう援助し、かつ、可能な限り通常の生活にかれらを受入れることを促進する必要性に留意し、

若干の国においては、その現在の発展段階においては、この目的のために限られた努力しか払えないことを認誌し、

この障害者の権利を宣言し、かつ、これらの権利の保護のための共通の基礎及び指針として使用されることを確保するための国内的及び国際的行動を要請する。

1 「障害者」という言葉は、先天的か否かに拘わらず、身体的能力又は精神的能力の不足のために、通常の個人生活又は社会生活に必要とされることを、一人ではその全部又は一部、満たすことのできない人を意味する。

2 障害者はこの宣言で唱えられたすべての権利を享受するものとする。これらの権利は、いかなる例外もなしに、さらに人種、皮膚の色、性別、言語、宗教、政治的或いはその他の意見、国或いは社会的な身元、貧富、出生、又は、障害者自身やその家族が持つその他のいかなる状況による区別も差別もなしに、すべての障害者に与えられる。

3 障害者は、その人間としての尊厳が尊重される権利を生まれながらに有する。障害者は、その障害の原因、性質、程度のいかなを問わず、同年齢の市民と同一の基本的権利を有する。このことは、先ず第一に、できるかぎり通常かつ十分に相応な生活を享受することを意味する。

4 障害者は、他の人々と同一の市民としての権利及び政治的諸権利を有する。精神薄弱者の権利宣言第7条は、精神障害者の諸権利上あり得るいかなる制限又は抑制にも適用される。

5 障害者は、可能な限り自立するようにさせることを意図した施策を受ける資格を有する。

6 障害者は、補装及び矯正の器具を含む医学面、心理学面及び機能面に関する治療を受け、医学的社会的リハビリテーション、学校教育、職業のための教育、訓練・リハビリテーション、助成、

カウンセリングのほか、その能力や技術を最大に開発させ、社会の一員となり、又は社会の一員にもどる過程を促進するような、その他のサービスを受ける権利を有する。

7 障害者は、経済的かつ社会的保障を受け、相応の生活水準を保つ権利を有する。障害者は、その能力に応じて、職業を獲得し、かつ維持し、有益で生産的かつ有利な職業に従事し、さらに労働組合に参加する権利を有する。

8 障害者は、経済社会計画のいかなる段階においても、その個有なニーズを考慮される権利を有する。

9 障害者は、その家族又は里親と一諸に生活し、すべての社会的、創造的活動或いはリクリーション活動に参加する権利を有する。いかなる障害者にも、住居に関しては、その人の状態が必要とし、或いはその人がよってなし得る改善に必要とされる以外は、差別的な取り扱いを受けさせてはならない。もし障害者が特別な施設に居ることが必要な場合であっても、その環境と、生活条件は、同年齢の人々の通常の生活にできる限り近づけねばならない。

10 障害者は、差別的、侮辱的或いは下劣な性質をもつあらゆる搾取、あらゆる規則、あらゆる取り扱いから保護されるものとする。

11 障害者には、もつ法延の援助が、その人の人格と財産の保護につき必要であるときは、その援助を利用することができるようにしなければならない。

訴訟が障害者に対しておこされた時は、そこで適用される法的手続きは、障害者の身体及び精神状態を十分に考慮に入れねばならない。

12 障害者の諸権利に関するすべての事柄については、障害者の団体に有効的な意見を求めなければならない。

13 障害者、その家族、その地域社会は、あらゆる適切な手段で、この憲章にうたわれている諸権利を十分に知らされねばならない。

(1975年12月国連総会採択 厚生省国際課仮訳)

別添資料 4

都道府県議会「養護学校教育の整備状況について」

養護学校の新増設計画（病院、施設等の分校も含む）

精神薄弱養護学校

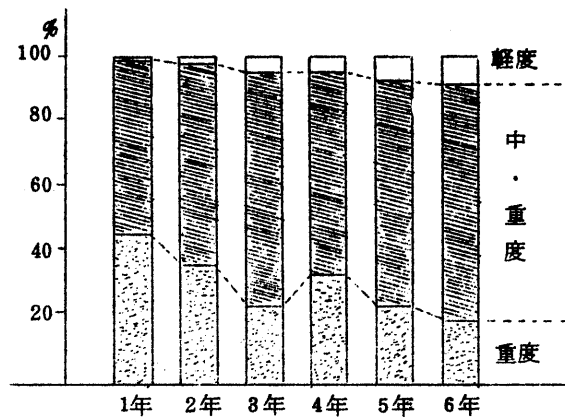
都道府県名	新 増 設	建設予定年月	建設予定 学級数	学校建設に 要する予算額	寄宿舎併 設の有無	備 考
北海道	新設10校、分校3校	50年～58年	220	116億5,500万円	本校10校 について	50年度2校着工、2校設置、計画年度は未定。
青 森						
東 北	現 在 検 討 中					
岩 手						
秋 田	計 画 作 成 中					
宮 城	検 討 中					
山 形	新 設 1 校	58年4月	11	8億5,000万円	有	
福 島	現 在 検 討 中					
東 京	新 設 6 校		84		無	51年4月2校、52年4月4校それぞれ設置する。
神 奈 川	新 設 10 校		240	約70億円	無	51年2校、52～54年8校設置する。
千 葉	新設6校、増設1校		134	41億2,000万円	新設1校、有	52年1校、53年2校、54年3校新設する。54年3月C校増設。
関 東	現 在 検 討 中					
栃 木	新 設 2 校	54年4月まで				
埼 玉	新 設 3 校	58年まで	81	25億円	無	
群 馬						
養護学校教育等整備推進協議会の意見を参考に具体案を考える。						
山 梨	新設1校、増設1校	54年4月	27	3億8,000万円		現在検討中のため数字等是不確定。
長 野	新 設 1 校	54年4月	19	10億3,400万円	有	分校については検討中。
新 潟	新 設 1 校	52年4月	15	5億5,400万円	有	52年度以降は、第3次総合計画で検討中。
愛 知	未 定					
東 三 重	「特殊教育振興委員会」からの報告をまわって設置を進めることとする。					
静 岡	新 設 2 校	未 定	40	15億円	無	
岐 阜	検 討 中					

都道府県名	新 増 設	建設予定年月	建設予定 学校数	学校建設に 要する予算額	寄宿舍併 設の有無	備 考
北海道	新設1校、増設1校		28			51年4月の建設費53年4月に新設する予定。 細部は設計中で設計中。
青森県	新設2校	52年4月、53年4月	30	10億3,820万円	1校に有	
岩手県	新設2校	52年4月、54年4月	26	12億2,000万円	1校に有	
宮城県	新設1校	51年4月	27	19億6,700万円	無	
山形県	未 定					
福島県	新設6校		120	約120億円	無	51、52、53年の4月にそれぞれ2校ずつ設置、うち2校は増設。
茨城県	新設1校	52年4月	24	17億円	有	
栃木県	新設2校、増設1校		40	未 定	無	51年に新設、増設、53年増設、54年新設。
群馬県	新設1校		20	3億7,575万円	無	51年4月小学部を52年4月中学部を新設する。
埼玉県	未 定					
千葉県	整 備 計 画 を 検 討 中					
東京都	新設1校	53年4月1日	20	39億円	無	
神奈川県	新設1校	52年4月～53年	22	9億6,155万円	有	50年～53年で完成。高等部6学校。
新潟県	新設2校	52年4月、53年4月	37	13億1,800万円	1校に有	
富山県	増設1校	51年4月1日	2	既設施設を利用	無	51年度は学年進行による。高等部新設2年目である。
石川県	障害児童・生徒の実態を把握した上で対処する。					
福井県	新設2校	53年4月、54年4月	47	88億5,100万円	1校に有	
大分県	現在新設する方向で検討中。寄宿舍併設を考えている。					
佐賀県	新設1校	54年4月	9	9億2,122万円	有	設置予定年月は今後さらに検討を要す。
長崎県	新設1校、増設1校	53年4月、54年4月	51	98億6,000万円		
宮崎県	整 備 計 画 を 検 討 中					
熊本県	現 在 検 討 中					
鹿児島県	新設4校		31	16億1,600万円	無	51年～54年4月まで毎年1校ずつ設置する。
沖縄県	新設4校		107	27億円	4校とも有	51年～54年までの毎年1校ずつ設置する。

(日本精神障害者福祉連盟「精神障害者問題白書1976」による)

別添資料 5

昭和49年度都立養護学校小学部重度化の傾向
(病弱除く)



東京都教育委員会発行「東京都教育委員会年次報告」

昭和49年版 104 page

1976年3月 東京都教育委員会作成(6~8才児)

		肢体不自由		「精神薄弱」	
51 年 度	最重度	81名	57.0%	57名	35.6%
	重 度	53 "	37.2"	95 "	59.4"
	中 度	8 "	5.7"	8 "	5.0"
	計	142名	100 %	160名	100 %
50 年 度	最重度	72名	44.2%	44名	32.8%
	重 度	46 "	28.2"	49 "	36.6"
	中 度	45 "	27.6"	41 "	30.6"
	計	103名	100 %	134名	100 %

別添資料 6

昭和49年度盲・ろう・養護学校教職員定数算定基準

基本定数 各校各々 1人	教 員				寮 母	実習教員等	実 習 助 手	一般 事務	医療技術 職 員	一般用務 (交通擁護)	給食調理 (寄宿舎)	学校 警備	給食調理	一般用務 (交通擁護)
	幼	小	中	高等別										
盲ろう 学 校	小学校 基準に 準ずる	小 学 校 基 準	中 学 部 基 準	1学級 2人	寄 宿 舎 設 置 校	(実習教員) 高等部 1課程1人 (専門教員) 小中学部 各1校1人 専ら 2人	高等部 設置校2人	1校 5人	栄養士 1校1人	1校2人 分校1人 (30学級 以上校 1人増)		1校 2人	児童生徒数 300人 まで3人 301人 以上4人	13人 必要個所 に配置
	校長 教頭	(学級1人付加) 肢体不自由児		1学級 2人		(実習教員) 職業科課程 設置校に2人 肢体不自由児 養護担当 教員1人 (専門教員) 小中学部 精1校2人 肢1校2人	高等部設置校 2人 肢体不自由児 機能訓練士 児童生徒 延90人に 1人	第30 宿舎 設置校 ①② 11人	看護婦 肢体不自由 校1人 20学級 以上校 1人 人増養 士1校1 人 医師 病虚弱 1校1人	1校3人 (20学級 以上校 1人増)	1校 2人	児童生徒数 300人 まで3人 301人 以上4人	7人 必要個所 に配置	
		精薄 小中学部基準												
寄 宿 舎					最低1合8 人 5人に1人 肢体不自由 児4人に1 人高等部6 人に1人				看護婦 片浜 4人 久留米 4人	1合1人	寮生150 人まで3 人75人 増すごと に1名増 病虚弱 1人増			
	校長 養護教諭			1校 1人	9人に1人			1校 1人						

「東京都教育委員会昭和49年度年次報告書」により

別添資料 7

盲・ろう・養護学校教職員定数（都単独措置分）49年度

区分	事 項	内 容	職 種	人 員
障害の重度化に対応	肢体不自由児養護学校指導および介助の充実	学級規模別定数のほかに、1学級につき1人の教員を配置 （介助員定数の教員定数に切りかえを含む）	教 員	人 185
	精神薄弱児養護学校個別指導の充実	小学部の個別指導、班別指導を充実するため、教員定数基準を改善し、現行基準の50%増の教員を配置	"	66
	盲・ろう・養護学校、重複障害児学級の教員増	重複障害児学級を設置する学校に1学級につき1人の教員を付加配置	"	14
	計			265
その他	肢体不自由児養護学校機能訓練士の配置	肢体不自由児に対する機能訓練をおこなうため、機能訓練士を児童、生徒数に応じて配置	実習助手 （機能訓練）	45
	教 頭 定 数 の 配 置	校務運営を円滑におこなうため、一般教員定数のほかに、教頭を全校に配置	教 頭	33
	計			78
合 計				343

注：法対象教職員のみ
資料：教育庁人事計画課による。
「東京都教育委員会昭和49年度年次報告書」より